

令和 8 年 9 月市議会 教育厚生委員会資料

第 8 3 号議案 令和 8 年度長崎市一般会計補正予算（第 5 号）

目次	ページ
【3 款 民生費 2 項 児童福祉費】	
1 目 児童福祉総務費	
1-1 民間保育所等副食費支援補助金	P 2～5
2-1 【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金（放課後児童クラブ） . . .	P 6～9

こ ど も 部
令和 8 年 9 月

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
26～27	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	1－1	民間保育所等副食費支援補助 金	千円 4,251

1 事業目的

民間保育所等に対して、原油価格・物価高騰の影響による食材費の上昇分を支援することで、保護者に負担を転嫁することなく、これまでと同様の栄養バランスや量を保った給食の提供を目的とする。

2 事業概要

(1) 事業内容

ア 概要

原油価格・物価高騰の影響による食材費の上昇分を民間保育所等へ補助

イ 補助額

「認定種別」に応じた「補助単価」に「入所児童数」を乗じた額

認定種別		補助単価	対象施設
1号認定子ども	満3歳～5歳 (教育利用)	1人1月あたり 823円	認定こども園、幼稚園
2号認定子ども	満3歳～5歳 (保育利用)	1人1月あたり 1,240円	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、 認可外保育施設

※「3号認定子ども(満0～2歳児、保育利用)」は、物価上昇等が反映された公定価格(施設型給付費)の中に食材費相当分を含めて給付されているため、補助金の対象外

ウ 期間

令和8年4月～令和9年3月 ※「1号認定子ども」は8月(夏休み)を除く



(2) 補助単価の算定

令和8年度当初予算の編成にあたり、令和7年7月から同年9月までの「市立保育施設における食糧費の実績平均額」と「保護者から徴収している副食費」との差額（物価高騰による上昇分）を令和8年度の補助単価とした。

認定種別	市立保育施設における食糧費(実績)				市立保育施設の副食費徴収額 ②	補助単価 (①-②)
	R7.7	R7.8	R7.9	平均額 ①		
1号認定子ども	3,664円	4,096円	3,650円	3,803円	2,980円	823円
2号認定子ども	5,955円	6,786円	5,980円	6,240円	5,000円	1,240円

3 補正内容

(1) 補正理由

令和8年度当初予算の算定において、認定こども園（6施設）及び広域受託利用の児童（他市町からの入所児童）数が未計上であったことにより予算が不足するため、その児童数を見込むとともに、民間保育所等からの当該補助金の申請内容を踏まえ、補正額を計上するもの。なお、今回の内容は、民間保育所等からの交付申請受付後に判明したもの。

(2) 補正額 4,251千円

認定種別	施設区分	施設数	単価 (円)	R8当初予算 ①		補正後予算 ②		差 (②-①)	
				延入所児童 見込数(人)*	事業費 (千円)	延入所児童 見込数(人)*	事業費 (千円)	延入所児童 見込数(人)*	補正額 (千円)
1号認定 子ども	認定こども園	65	823	16,262	13,384	16,704	13,748	442	364
	幼稚園	7	823	3,916	3,223	2,225	1,831	▲ 1,691	▲ 1,392
	小 計	72	-	20,178	16,607	18,929	15,579	▲ 1,249	▲ 1,028
2号認定 子ども	保育所	56	1,240	28,703	35,592	27,474	34,068	▲ 1,229	▲ 1,524
	認定こども園	65	1,240	31,593	39,175	38,040	47,170	6,447	7,995
	小規模保育事業所	1	1,240	48	59	60	74	12	15
	認可外保育施設	34	1,240	2,166	2,686	1,193	1,479	▲ 973	▲ 1,207
	小 計	156	-	62,510	77,512	66,767	82,791	4,257	5,279
合 計		※163	-	82,688	94,119	85,696	98,370	3,008	4,251

※「施設数」の合計は、1号及び2号認定子どもが入所する認定こども園の重複分を除く

※「延入所児童見込数」は、対象期間（R8.4～R9.3）における各月初日の入所児童見込数の合計

(3) 補正後予算の内訳（理由別）

認定 種別	施設区分	施設数	単価 (円)	未計上の児童分				申請内容に基づく 利用児童数の増減 ③		補正予算 (①+②+③)	
				認定こども園 ①		広域受託利用 ②					
				延入所児童 見込数(人) ※	事業費 (千円)	延入所児童 見込数(人) ※	事業費 (千円)	延入所児童 見込数(人) ※	事業費 (千円)	延入所児童 見込数(人)	補正額 (千円)
1号認定 子ども	認定こども園	65	823	861	709	1,589	1,308	▲ 2,008	▲ 1,653	442	364
	幼稚園	7	823	0	0	221	182	▲ 1,912	▲ 1,574	▲ 1,691	▲ 1,392
	小 計	72	－	861	709	1,810	1,490	▲ 3,920	▲ 3,227	▲ 1,249	▲ 1,028
2号認定 子ども	保育所	56	1,240	0	0	538	667	▲ 1,767	▲ 2,191	▲ 1,229	▲ 1,524
	認定こども園	65	1,240	1,828	2,267	1,175	1,457	3,444	4,271	6,447	7,995
	小規模保育事業所	1	1,240	0	0	0	0	12	15	12	15
	認可外保育施設	34	1,240	0	0	0	0	▲ 973	▲ 1,207	▲ 973	▲ 1,207
	小 計	156	－	1,828	2,267	1,713	2,124	716	888	4,257	5,279
合 計		※ 163	－	2,689	2,976	3,523	3,614	▲ 3,204	▲ 2,339	3,008	4,251

※「施設数」の合計は、1号及び2号認定子どもが入所する認定こども園の重複分を除く

※「延入所児童見込数」は、対象期間（R8.4～R9.3）における各月初日の入所児童見込数の合計

4 財源内訳

区分	事業費	財源内訳			
		国庫支出金 ※	県支出金	その他	一般財源
当初予算額	千円 94,119	千円 89,904	千円 -	千円 -	千円 4,215
補正額	4,251	-	-	-	4,251
補正後の額	98,370	89,904	-	-	8,466

※ 物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金

（当初予算時は、市全体で受けた交付金から小・中学校の給食費等に充当し、残りを本事業費に充当）

5 原因及び再発防止策

(1) 原因

- ・ 認定こども園の一部の児童数を集計から漏らしており、そのことに他の職員も気づかなかったこと。
- ・ 広域受託利用者分を計上することを令和6年度から失念しており、そのことに他の職員も気づかなかったこと。

※広域受託利用者分については、この事業が少子化対策アクションプランの該当事業として開始した令和6年度及び翌年度の令和7年度は、広域受託利用者分を含む事業費の補助額が予算額の範囲内におさまっており、民間保育所等への補助は実施済となっている。

(2) 再発防止策

- ・ 当事業以外の児童数の集計は適正であった。児童数は基本となる重要な基礎数値であるため、まずは、この数値を一元管理・共有化し、職員が児童数の正誤を確認できる体制を整える。
- ・ 算定手順や確認すべきデータ項目に係るマニュアル及び確認チェックリストを策定し、運用を徹底する。
- ・ 算定作業完了後に、マニュアル等に基づき、複数の職員（担当者・承認者・決裁者）で確認するとともに、課内で共有化する基礎数値の整合や、広域受託利用者等の特殊な数値の漏れや誤りがないか確認することを徹底する。

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
26～27	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	2－1	【補助】児童福祉等施設整備 事業費補助金(放課後児童クラブ)	千円 6,138

1 事業目的

放課後児童クラブの運営者が実施する施設整備に対し、国・県の補助制度を活用し、その経費について助成しているが、基準額が増額改定されたことに伴い、補助額を増額するもの。

2 事業概要

(1) 事業内容

			整 備 前		
クラブ名 【運営者】	登録 児童数 (人)	施設整備 の理由	専用区画面積 (㎡)	支援数	利用 定員 (人)
			場所		
西町どんぐりいず 【(一社)学童保育ど んぐり会】	69	学校改築に 伴う新設	125.63	2	97
			西町小 余裕教室		

※ 1支援の児童数は、概ね40人以下(国基準)

クラブ名 【運営者】	登録 児童数 (人)	専用区画面積 (㎡)	支援数	利用 定員 (人)
		場所		
どんぐりクラブ 【上記に同じ】	49	108.24	1	65
		西町小隣接地 (自己所有施設)		

学童保育



統合

整 備 後			着工 ～ 完成予定
専用区画面積 (㎡)	支援数	利用 定員 (人)	
205.88	3	120	R8.8月 ～ R9.3月
西町小 敷地内			

統合

(2)補正額 6,138千円

(単位:千円)

区分	事業費 ①※1	補助基本額 ②※2	補助額③ (④+⑤+⑥)	負担割合 (②×補助率) ※3			事業者 負担額 ①－③
				国④ 5/8	県⑤ 1/16	市⑥ 1/16	
補正前の額	131,280	$\frac{106,269}{(35,423\text{千円} \times 3\text{支援})}$	79,701	66,417	6,639	6,645	51,579
補正後の額	124,392	$\frac{114,453}{(38,151\text{千円} \times 3\text{支援})}$	85,839	71,532	7,152	7,155	38,553
補正額	▲6,888	$\frac{8,184}{(2,728\text{千円} \times 3\text{支援})}$	6,138	5,115	513	510	▲13,026

※1 事業費の差額▲6,888千円については、建物構造を鉄骨造から木造に見直したことによるもの。

※2 補助基本額:補助の対象となる上限額。

※3 負担割合の金額は、支援単位ごとの合計であり、それぞれ千円未満切捨てによっているため、端数において合致しないもの。

3 財源内訳

(単位:千円)

区分	事業費 ①※1	補助額 ②	財源内訳				事業者 負担額 ①－②
			国庫支出金	県支出金	地方債※2	一般財源	
補正前の額	131,280	79,701	66,417	6,639	5,300	1,345	51,579
補正後の額	124,392	85,839	71,532	7,152	5,700	1,455	38,553
補正額	▲6,888	6,138	5,115	513	400	110	▲13,026

〔補助基本額〕
114,453

3/4

5/8

1/16

1/16

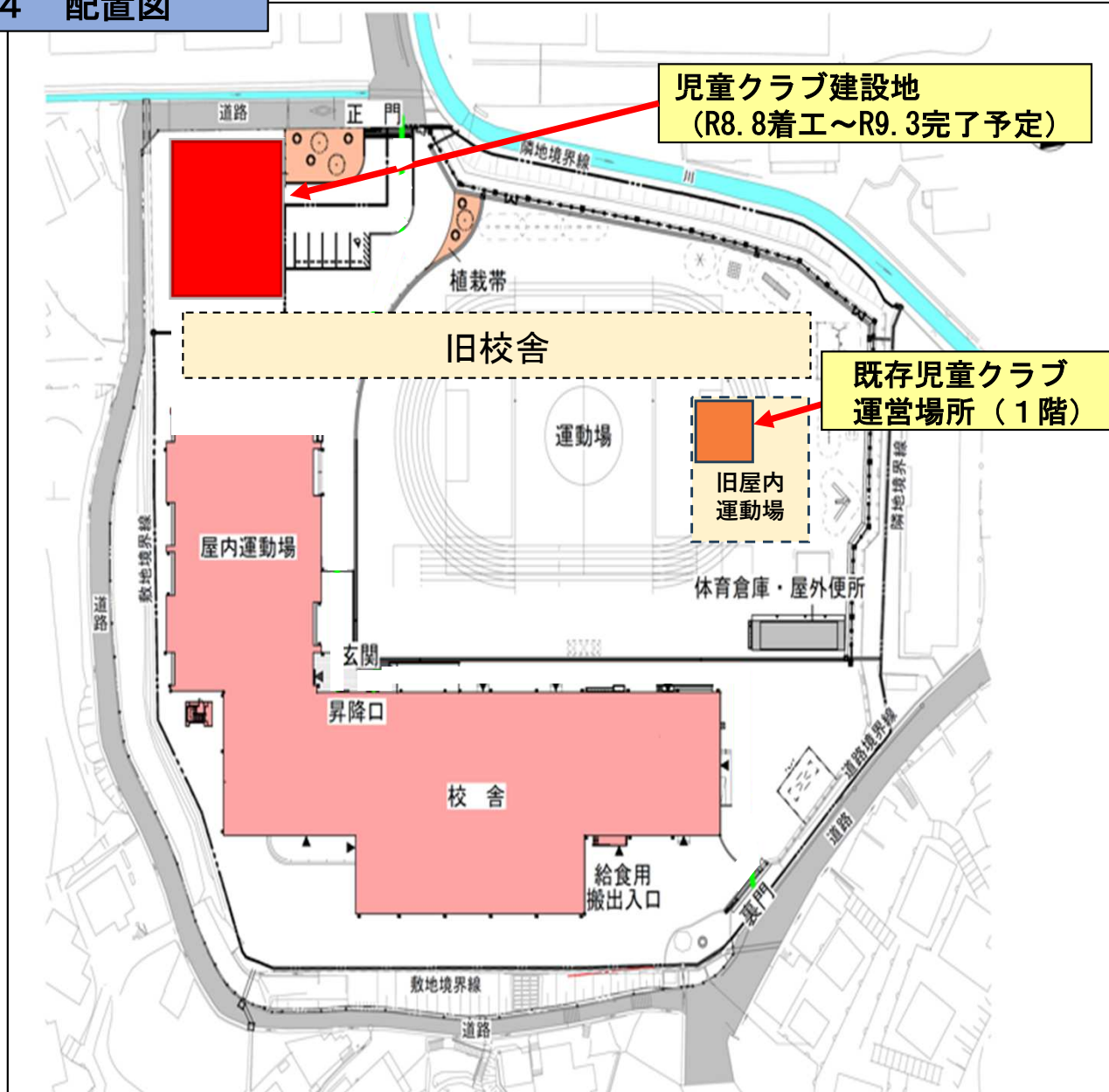
1/4

※1 事業費の差額▲6,888千円については、建物構造を鉄骨造から木造に見直したことによるもの。

※2 社会福祉施設整備事業債 充当率80% (交付税措置率－%)



4 配置図



建設地

正門側から撮影



旧校舎屋上から撮影



構造	木造	用途
階数	平屋建	専用室 (3支援)
建築面積	345.3㎡	トイレ
延床面積	330.0㎡	キッチン
		静養室
		事務室

5 位置図

